隣保館だより

下榎隣保館

〒 689 - 4526 日野町下榎 157 番地 1 電話:72-1191 (FAX 兼)

E-mail: rinpokan@town.hino.tottori.jp

《根雨小学校》

・みんなで にこにこ あさごはん

•「ごめんね」と すぐに言えたら こまらない

• だいじょうぶ 一人じゃないよ みんないる

はきはきと 自分の思い 話そうね

・助け合う 人とのつながり 大切に

禁断の 誹謗中傷 ゼロ目指す

・ネットでね 人の悪口 かかないで

1年 みよし こうた

2年 おがた こうすけ

三好 えむ 3年 4年 柴田 理蒼

隼弥 5年 小川

6年 緒形 織恵

6年 花恋

《黒坂小学校》

・たいせつに かぞくは みんなの たからもの

「だいじょうぶ?」 声をかけてもらうだけで ほっとする

•「ありがとう」 うれしい気持ちに なってきた

・だいじょうぶ いつもみんなが ついてるよ

・いやなこと きちんと言って いい気持ち

・あいさつは すれば自分も きもちよい

1年 いだ りょうたろう ことぶき 2年 ときとう

3年 池ざ

4年 ほの花 頭本

5年 長谷部 夏帆

6年 福井 琉

《日野中学校》

偏見で 物事決めるの やめようよ

• 傍観者 あなたはぜったい ならないで

言わないで 自分が言われて いやなこと。

その言葉 誰かの心に 穴があく

何が違う? 結局みんな 同じ人間

• ひとはひと それぞれ生きる 意味がある

1年 遠藤 圭太

1年 山本 萌衣

2年 荒木 若菜 花蓮

3年 加藤

3年 住田 泰翔

《日野高等学校》

SNS 一回載せたら もう消せない

• それはだめ 言える勇気と 聞く勇気

見てますか スマホじゃなくて 皆の心

• あなたにも かならず居場所は あるからね

見直そう ネットの世界が すべてじゃない

そのメッセージ 大丈夫?

2年 坪倉

2年 永瀬 史澄 邑賀

3年 谷口 結衣

3年 3年

園芸教室《バラの挿し木講習会》

6月22日、鳥取県園芸試験場の小谷日南試験地長 を招き、バラの挿し木講習会を開きました。

まず始めに、バラの挿し木の手順やバラの特性、そ して留意点などの説明を受けました。特に気を付ける



点として、「育成者 権(著作権)のあ るバラを挿し木に する際は、個人の 趣味の範囲にとど めること。有償・無 償問わず、他人へ

の譲渡は出来ない」と話し、参加者は興味を持って聞 いていました。

今回準備したバラは「クイーンエリザベス」です。 枝を切り分け、手順に沿ってポットに挿していきまし



た。挿し木の成功 率は、半分程度。 きれいなバラが咲 くように気持ちを 込めながら、丁寧 に挿し木を行いま

徒と町民の皆さんから募集した

「令和2年度部落解放・人権尊重標語」の選考会を、

2

次の25点を入選作品に決定しました。

短冊にして町内の施設や

入選者には賞状と記念品が贈られます。

選考委員による厳選な選考の結果、

啓発活動に活用します。

部落解放月間

月 10

日

\(\)

月9日)

に合わせて、

コミュニティ助成事業のご案内

明るい地域づくりをサポートします!

コミュニティ助成事業は、一般社団法人自治総合センターが、 地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地 域社会の健全な発展と住民福祉の向上に役立ててもらおうと、 宝くじの収入を財源として助成を行うものです。



宝くじの収益はこんなことに使われています

< 今年度の助成実績 >

貝原自治会

テレビ、プレイヤー、いすなどを購入し、いきいき百歳体操による健康づくりを行っています。集会所に新たにエアコンを設置し、暑い時期でも気持ちよく参加できるようになりました。このほかにもさまざまな備品を購入し、今後の自治会活動に役立てられるようです。

<問合せ先> 役場企画政策課 担当 伊田(電話 72-0332)



▲百歳体操を行う貝原自治会の皆さん

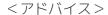
~こんにちは、消費生活相談員です~ 知って安心!消費生活のはなし



遠方の家族が困っている?様子を見に行きたいけれど

<相談事例>郷里に一人で住む80歳の母親から、「心当たりがない荷物が届いた。 開けてみたら健康ドリンクが数十本も入っていた」と電話があった。

母親は「頼んだ覚えはない」と言っているため、無理やり送り付けられたものではないかと思う。新型コロナウイルス感染防止のため、母の家に行くのをためらっているが、心配だ。(40 代女性・関東在住)



移動の自粛が徐々に解除されてはいるものの、万が一のことを考えて、なかなか家族のもとへ行けない人もいると思います。高齢になると、本人が「頼んでいない」という主張をしていても、実際に業者と会話した内容を忘れていたり、「昨日」という話が実は「3か月前」であったりすることがあります。その一方で、そういった高齢者の状況を利用して、悪質な業者が強引な販売をする可能性もあります。遠方の家族のことで不安なときは、家族の居住地の自治体にある消費生活相談室にご相談ください。自治体によって対応が異なるときもありますが、ご家族の状況に合わせた解決策を一緒に考えてくれます。本町の消費生活相談室でも、全国の相談室の連絡先をご案内できます。



一人で悩まず、相談は役場産業振興課内、消費生活相談窓口(電話 72-0336)へ ※消費者ホットライン「188 (いやや!)」は、全国共通の 3 桁の電話番号です。